

青森県後期高齢者医療広域連合職員管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十号

青森県後期高齢者医療広域連合職員管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「第十七条第二項第一号」を「第十七条第二項」に改め、同条第二項中「勤務」を「同項第一号の規定による勤務（次条第二項において「第一号勤務」という。）」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第十七条第一項第二号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同号の規定による勤務（以下この項において「第二号勤務」という。）は、第一号勤務とみなす。

一 第一号勤務をした後、引き続いて第二号勤務をした場合

二 第二号勤務をした後、引き続いて第一号勤務をした場合

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。